

女性活躍と経済成長の好循環実現に向けた検討会の運営について

令和 4 年 12 月 21 日
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画) 決定

女性活躍と経済成長の好循環実現に向けた検討会（以下「検討会」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 議事の非公開について

検討会は、非公開とする。

2. 議事概要の公開について

検討会終了後、議事概要を作成し、発言者の確認を得た上で公表する。

3. 配布資料の公開について

検討会において配布された資料は、原則として、検討会終了後、速やかに公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。